

歴史に学び、今を生き、未来を創る市民の図書館

米沢市新図書館整備検討委員会報告書

平成23年4月

米沢市新図書館整備検討委員会

目 次

《はじめに》

新図書館整備検討委員会の位置づけ	1
図書館をめぐる環境の変化	2
市立米沢図書館の現状と課題	3
新図書館の位置づけ	4

《検討報告》

1 新図書館が目指す新しい図書館の姿	6
(1) 新たな時代に対応する市民のための図書館	6
① 市民生活に役立つ図書館	
② 市民が楽しみ、創造を高める図書館	
③ 市民が利用しやすい図書館	
(2) 貴重な郷土資料を活かしていく図書館	7
① 歴史を継承して発展させる図書館	
② 郷土に関する情報が豊かな図書館	
③ 米沢の情報を発信する図書館	
(3) さまざまなネットワークとつながる図書館	8
① 学校や家庭と連携し、子どもの読書活動を推進する図書館	
② まちづくりのネットワークとつながる図書館	
③ 知のネットワークとつながる図書館	
(4) 市民が育てる開かれた図書館	9
① 市民ボランティア活動と協働する図書館	
② 市民の参加で、情報の提供がより豊かになる図書館	
③ 市民が運営に関与する開かれた図書館	
2 新図書館が提供するサービス —市民が期待すること—	11
(1) 資料の閲覧・貸出サービス	11
(2) 調査相談（レファレンス）サービス	12
(3) 利用対象者別のサービス	13
① 児童サービス	
② 青少年サービス	
③ 成人サービス	
④ 高齢者サービス	
⑤ 障がい者や来館が困難な利用者に対するサービス	
⑥ 多文化サービス	

(4) 講座等による生涯学習の支援等	15
(5) まちなかの図書館としての機能	15
3 新図書館の施設のあり方	16
(1) 想定される施設内容	16
(2) 施設づくりの留意点	17
① 全体	
② 閲覧・開架スペース	
③ 書庫や事務室等	
④ その他の館内の諸施設	
⑤ 周辺の来館者用施設	
4 新図書館の管理・運営のあり方	19
(1) 開館日および開館時間	19
(2) 管理・運営体制	19
(3) 市民による運営への関与	20
資料	21

《はじめに》

新図書館整備検討委員会の位置づけ

社会資本整備総合計画と新図書館の整備 米沢市（以下「市」）では、平成22年に米沢市社会資本整備総合計画（以下「整備計画」）を策定し、新たな市立図書館（以下「新図書館」）と市民ギャラリーとの複合施設の整備事業を、中心市街地の再整備における中核的事業の一つとして位置づけて、取り組みを始めました。この整備計画では、複合施設の全体面積が約4,000㎡で、現在のよねざわ市民ギャラリーのあるショッピングビル・ポポロ館の場所に、平成26年度の開館を目指して約16億円の事業費を掛けて建設することとされています。

検討委員会の設置と任務 これを受けて、新図書館の整備に多様な市民の意見を反映するために、公募委員2名を含む市民等18名の委員で組織する米沢市新図書館整備検討委員会（以下「検討委員会」）が設置されました。

検討委員会の任務は、新図書館の機能やサービス、管理・運営等のあり方について調査および研究を行い、意見を取りまとめることとされています。

市ではこの検討委員会の意見を基本として、新図書館を含む複合施設の全体の基本構想および基本計画を策定し、さらに基本設計および実施設計を経て工事を実施して新施設を建設することになりますが、これらの一連の段階を通じ、施設・設備等の具体的な内容や、新図書館が実施するサービス等の詳細について、市民の意見を取り入れながらさらに検討を重ねることとなります。

検討経過 検討委員会では、5回の委員会を開催し、新図書館のあり方について、委員の全員がさまざまな立場から熱心な議論を重ね、また、先進地視察も経ながら、この報告書を取りまとめました。限られた時間の中での検討ではありましたが、この検討委員会で取りまとめた意見が、新図書館の整備に十分に活かされることを願います。

図書館をめぐる環境の変化

公立図書館の役割の変化 市立米沢図書館（以下「市立図書館」）は、公立図書館について定めた図書館法に基礎を置く米沢市条例に基づいて、設置および運営が行われてきています。図書館法には、図書館とは「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする」施設とされ、その活動が「土地の事情および一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、および家庭教育の向上に資することとなるように留意」しながら取り組まれるべきことと規定されています。公立図書館については「公立図書館の設置および運営上の望ましい基準」が告示され、さらに、この望ましい基準の延長線上で、平成18年には「これからの図書館像」が示されました。

また、平成18年の教育基本法の大改正を受けて、平成20年に社会教育法と同時に改正された図書館法には、子どもの教育に関する図書館の役割として、従来の学校教育の援助に加え、「家庭教育の向上に資すること」等が新たに規定され、さらに、今後の図書館資料として比重が高まりつつあるデジタル情報（電磁的資料）についての規定も追加されました。

このような動きのもとで、公立図書館の機能は、館内で読書したり、図書を借り出したりする施設や、学生等が自習できる施設という従来のイメージにとどまらず、それらに加えて、市民が求める資料や情報を提供することにより、市民生活に一層役立つ公共施設となることが重視されるよう変化してきています。

子どもの読書活動の推進等 さらに、平成13年に制定された子どもの読書活動の推進に関する法律および平成17年に制定された文字・活字文化振興法の規定により、市の責務としても、関連する事業活動の推進計画づくりとその実施が法的に求められていますが、これらの今後の取り組みは、新図書館のあり方と密接な関係を持つものとなると考えられます。

多様な市民ニーズへの対応 以上のことがらは、今後の市民生活における高度情報化の進展や少子高齢化、国際化等の社会環境の変化に合わせて、生涯学習への対応や子どもの読書環境の整備、市民の問題解決や子育てへの支援等、多様な市民ニーズに対応できるような図書館サービスの充実が求められていることを示しています。市民の理解と支援のもとに、新図書館が市民のニーズに合せた図書館として、その機能を充分発揮できるよう整備される必要があると検討委員会は考えます。

市立米沢図書館の現状と課題

開館100周年の歴史 市立図書館は、明治42（1909）年に財団法人米沢図書館が開館し、その後、昭和13（1938）年に市に移管され、平成21（2009）年に開館100周年を迎えた県内でも最も古い歴史を有する図書館です。

現状 現在の市立図書館は、昭和50（1975）年7月に置賜総合文化センターの開設に併せて移転しました。一般閲覧室とこども図書室を合わせた閲覧・開架スペースは315㎡で、そこに約4万冊の図書が排架され利用されています。本館と移動図書館を合わせた蔵書数は約24万冊（平成23年3月末現在）で、開架以外のものは620㎡の書庫に収められています。

平成22年度の市立図書館の利用状況は、登録者数が2万5696人で、来館者数は年間約15万5千人（月平均約1万3千人）、貸出者数は年間延べ約6万3千人（月平均5250人）となっており、貸出冊数は年間約30万冊となっています。また、併設の学習室は、年間延べ7万4千人（月平均6千人）が利用しています。

市立図書館の特徴としては、明治42年の開館の際に米沢興譲館財団から寄贈された藩校興譲館伝来の書籍群をはじめ、学術的に貴重な価値をもつ郷土資料（古典籍等）や、長年にわたって収集してきた郷土資料を多く所蔵する図書館であることがあげられます。これらの資料は、市民をはじめ全国の研究者等による調査研究に活用されており、市内外からの専門的な調査相談（レファレンス）として年間約200件に対応しているほか、約4000件にのぼる関連資料の閲覧サービスを行っています。

一方、移動図書館を運行し、学校やコミュニティセンターなど市内60箇所以上を巡回し、本館を訪れることができない利用者の需要にも応えています。

このように、生涯学習の拠点施設の一つとしての大きな役割を担ってきていますが、市民からのさまざまな要望に応じて、平成12年に図書館情報システムを導入（平成21年更新）したのをはじめ、平成16年には学習室を新たに設置するとともに、開館時間を午後8時まで（冬期間は7時まで）延長するなど、利用者サービスの向上に努めてきました。

課題 しかし、市立図書館には、さまざまな課題があり、特に、施設面の制約に起因している課題が明らかになっています。

まず、施設が狭隘のため閲覧・開架スペースが十分に確保できない状況にあり、多くの蔵書にもかかわらず開架図書が4万冊の規模に限られており、また、年々増加する図書館資料のための書庫も狭隘となっています。市立図書館の施設規模としては、人口規模が同程度の他自治体の図書館と比べて非常に劣っている状況です。

また、市立図書館がある置賜総合文化センターは、建設以来35年が経過し、施設や設備の老朽化が進み、抜本的な改善が求められている状況にあります。さらに、利用者からは、駐車場が不足しているという苦情が日常的に寄せられています。

このように、特に施設面の制約等により、利用者が満足できる図書館サービスが実現されていない状況にあります。

新図書館の位置づけ

まちづくり総合計画における位置づけ 市は、現在、平成18年度から平成27年度までの10年間のまちづくりの大綱を示す米沢市まちづくり総合計画において、目指す市の将来像を『豊かさとやすらぎ 共に創り上げるときめきの米沢』として、まちづくりに取り組んでいます。

この将来像の実現のため「優れた人材と豊かな心を育む学びのまち」が基本目標の一つとして掲げられ、地域に根ざした社会教育の推進施策の大きな柱として、市立図書館の課題を抜本的に解決するための新図書館の整備をはじめとする図書館機能の充実が位置づけられています。

さらに、現在策定されている米沢市まちづくり総合計画後期基本計画においても、新図書館と新市民ギャラリーの整備が、後期重点プロジェクトにおいて重要施策の一つとして位置づけられ、事業に取り組んでいくこととされています。

中心市街地の再生とまちづくり また、一方で、昭和40年代以降、市庁舎、図書館、短期大学、各高校、郵便局等の公共機能が中心市街地から郊外に移転するとともに、周辺部の開発が進み商業拠点が郊外に集積するなどにより、中心部の空洞化が進行しています。

中心市街地の空洞化は、まち全体としての活力にも影響を与える大きな問題であり、少子高齢社会を迎え、人口減少社会が到来する中で、まちの中心核を再生していくことで、暮らしやすい調和のとれたまちを形成するとともに、その活力を市全体にも波及していくための対策が必要であることが認識されています。

新図書館の役割 市では、これまでも、伝国の杜をはじめとして米沢の歴史や文化を活かしたまちづくりの拠点施設等を整備してきました。

さらに、現在、市が策定している米沢市中心市街地活性化基本計画においても新図書館および新市民ギャラリーをまちなかに整備することによって、隣接する市民文化会館も含めた形で、まちなかに文化の交流と情報発信の拠点が創られ、一層歴史と文化のまちとしての魅力が高まり、まちの活性化を図ることにつながると構想されています。

こうしたことから、新図書館の整備は、新市民ギャラリーの整備と合わせて、市民の文化生活の質を高め、「文化が薫るまち」を実現するとともに、まちの顔となる中心市街地の賑わいを再生し、「市民が活発に交流するまち」を形成する拠点となるものであり、賑わいと活力ある住みよいまちづくりを推進する米沢市の新たなまちづくりの中心核を形成する役割を担う事業として、位置づけられ、期待されています。

《 検討報告 》

1 新図書館が目指す新しい図書館の姿

検討委員会は、図書館を取り巻く時代の潮流や、これまで培ってきた市立図書館の役割を踏まえ、新図書館が目指す図書館の姿を次のように取りまとめました。いずれにしても、新図書館は、市民のさまざまなニーズに応える、市民本位の図書館サービスを提供できる公共施設となるように努めることが第一と考えます。

- (1) 新たな時代に対応する市民のための図書館
- (2) 貴重な郷土資料を活かしていく図書館
- (3) さまざまなネットワークとつながる図書館
- (4) 市民が育てる開かれた図書館

(1) 新たな時代に対応する市民のための図書館

① 市民生活に役立つ図書館

広い分野の図書・雑誌や音声・映像などの視聴覚資料等を含む図書館資料を豊富に揃えることにより、市民の知的好奇心が高まり、子どもから高齢者までが生涯にわたって図書館を利用することで、心豊かに生活することができます。また、仕事から趣味・教養にいたるまで、新たな時代に対応する市民にとって、日常生活に必要な情報を入手することができます。

高度情報化社会にあって、さまざまな情報端末を活用でき、市民は、従来の印刷媒体資料から視聴覚資料、そして新たな電子媒体情報を適宜に使いこなし、求める情報に的確にたどり着くことができます。

さまざまな市民の問題解決を支援する図書館となるために、必要な図書館資料や情報端末が準備されると同時に、専門的職員による調査相談（レファレンス）体制を整えます。

② 市民が楽しみ、創造を高める図書館

市民が図書館を訪れる目的はさまざまですが、図書館を通じて豊富な情報を得ることや、知的空間が醸し出す雰囲気を楽しむことによって、創造力が高まります。

また、生涯学習の中核的施設として、各種講座や読書会の開催等を通じて市民の学習・交流の場となるなど、市民の自発的な学習にも役立ち、その成果を発信します。

③ 市民が利用しやすい図書館

十分な広さの開架スペースを持ち、目的の資料を探しやすい書架が配置され、くつろげる閲覧・読書スペースを確保します。利用者の動線や心理的影響等を考慮した配置を行い、利用者にとって効率的で利用しやすくします。

明るく開放的な雰囲気とすることによって、誰もが図書館に行くことが楽しみになり、心地よく利用できるような施設とします。

(2) 貴重な郷土資料を活かしていく図書館

① 歴史を継承して発展させる図書館

市立図書館が所蔵する「米沢善本」*や「興讓館本」等の古典籍類は、直江兼続が収集した「禅林文庫」に始まり、上杉鷹山が設立した藩校興讓館を経て、市立図書館に引き継がれた由緒と歴史がある、全国的にも貴重な資料として、国の内外の定評を得ています。また、「林泉文庫」や各種寄贈・寄託文書など、米沢の歴史を調べる上で重要な古文書類も多数所蔵しています。

これらは、新図書館を大きく特色づける一つであり、郷土の宝として米沢らしさをアピールする基礎となるものです。次世代に伝えるために適切な保存を行うとともに、デジタル情報に変換することなども進めて、その内容を広く利用できるものとしします。

注* 「米沢善本」とは、市立図書館所蔵の古典籍類の中から選り抜かれた大変貴重な和書62点、漢籍146点の資料群の呼称で、米沢市指定文化財。室町時代の写本で、国の内外に現存するもので最も古い形態を残す「平家物語」や仏教説話集「抄石集(しゃせきしゅう)」の写本等を含んでいます。

② 郷土に関する情報が豊かな図書館

市民のアイデンティティの醸成にもつながる郷土資料は、上記のような歴史的なものだけではありません。市立図書館には、百年以上にわたる活動を通じて、近代から今日にいたるさまざまな郷土資料が収集されて豊富に蓄積されています。

これらの郷土資料は、政治・行政、経済・産業から、社会生活、風土・風俗、教育・文化をはじめ、あらゆる分野に関係しています。そしてそれらは、郷土に関する情報を求める市民等の活動にとって、貴重な情報の宝庫となり、さまざまに活用されています。新図書館が整備される機会に、現在は書庫にあるものもできるかぎり開架に配置し、一層、利用しやすくします。

③ 米沢の情報を発信する図書館

新図書館では、豊富な郷土資料が、市民や行政・議会等によって、多様に活かされるように取り組みます。郷土に関する情報の発信は、新図書館にとって、最も重要な機能のひとつです。

新図書館がそのような機能を果たすためには、引き続き郷土資料の収集を強化し、高度情報通信技術を活用した索引機能や解読資料等の提供の充実、デジタルアーカイブの整備等に取り組む必要があります。また、専門的な知識を有する職員を配置し、業務を継承し高度化できる体制も不可欠です。

さらに、新図書館には、先人顕彰等の取り組みにより、郷土の歴史と文化を学ぶ拠点としての機能を強化することも求められています。その一環として、高度情報通信技術を活用して、それらの情報を発信することも重要です。

(3) さまざまなネットワークとつながる図書館

① 学校や家庭と連携し、子どもの読書活動を推進する図書館

次代を担う子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていくうえで欠くことのできないものであり、地域社会をあげて、総合的かつ計画的にそれを推進するよう取り組むことが求められています。そのために、学校や家庭と新図書館がネットワークで結ばれ、密接に連携できることが必要です。

その一環として、学校図書館（室）と連携しながら、実際に子どもが新図書館を利用したり、新図書館が発信する情報に触れたりする機会を増やすことによって、子どもが読書の楽しみと知的な雰囲気を感じられるよう働きかけ、子どもの読書活動の推進を図っていきます。さらに、授業や調べ学習の支援等に必要となる資料を提供するなど、学校図書館（室）との結びつきを強めた教育活動を支援する機能を持つように努めます。学校図書館（室）の職員との連携を深めることも新図書館の任務のひとつとなります。以上のために、教育委員会のリーダーシップのもとで、関係機関が連携して計画を練り上げ、米沢らしい取り組みを実現することが期待されます。

家庭との連携としては、図書館による子どもの読書活動を推進するプログラムに加え、市民によるさまざまな取り組みを積極的に支援することで、協働による子どもの読書活動を推進します。

② まちづくりのネットワークとつながる図書館

図書館は、市民が行きかう交流、憩い、情報交換等の場として、さまざまな関

心を持つ市民を結びつける機能を有しています。新図書館には、新市民ギャラリーとの複合施設として、既存の市民文化会館と併せた新たな文化ゾーンの形成による相乗効果を発揮し、市民がより親しめる存在となり、市民同士の結びつきを一層強めることが期待できます。

中心市街地に新図書館が立地することがきっかけとなり、市民の中に新しい動きが生じ、福祉や子育ての関係をはじめ、さまざまな新しい活動が生まれ、新図書館が、中心市街地の活性化と賑わいや活力ある住みよいまちづくり促進の一助となることができます。

③ 知のネットワークとつながる図書館

図書館は、地域の文化の情報発信の拠点の重要なひとつであり、地域内にある他の文化施設等の関係機関と、密接に連携します。特に、米沢市上杉博物館や児童会館、コミュニティセンター等との連携を強化し、地域内の文化施設等による情報提供の機能強化を図ります。

また、新図書館は、多様な市民のニーズに応じるため、県立図書館や置賜地域の公共図書館等、さらには国立国会図書館とのネットワーク機能を強化するとともに、山形大学工学部や県立米沢女子短期大学の図書館等とのネットワーク機能を構築するなど、知のネットワークと密接につながって活動します。

(4) 市民が育てる開かれた図書館

① 市民ボランティア活動と協働する図書館

市立図書館では、これまでも市民ボランティア団体等が活動しています。市民の豊かな経験や知識が、ボランティア活動として図書館のさまざまな活動に活かされることは、開かれた図書館として重要なことです。

中高校生や山形大学工学部と県立米沢女子短期大学の学生等の若い世代から、高齢者の世代まで、多くの市民の参加によって行われている市民ボランティア団体の活動と、図書館が行う事業の企画・運営とが連携するような協働が行われることによって、今後の図書館サービスがさらに充実して豊かになることが期待できます。児童サービスにおけるお話し会、障がい者や来館が困難な利用者に対するサービスをはじめ、市民ボランティアと図書館との協働が望ましい分野を拡げていきます。

② 市民の参加で、情報の提供がより豊かになる図書館

市民が必要とする情報は、ますます多様化して専門化する傾向にあります。一

方、市内には、それぞれの分野で深い経験と知識を持つ諸機関・団体・個人が多く活動しています。新図書館は、これらの諸機関・団体・個人の協力を得ることによって、情報を必要とする市民に一層幅広く応えることができるように取り組むことができます。地域に存在する専門的な知識や情報を、新図書館が仲介して、それらを求めている市民に橋渡しすることにより、地域に知のネットワークが生まれ、地域の活性化の一翼となることが期待できます。

③ 市民が運営に関与する開かれた図書館

市立図書館の運営に際しては、図書館側がより良いサービスのあり方を追求して実践する一方、その中に利用者である市民の声が十分に反映されることが重要です。このような市民と行政との協働が、市民の図書館として充実できる基盤となります。

このため、日常的に市民の声を集める努力を行い、図書館サービスの充実と向上に取り組めます。

2 新図書館が提供するサービス—市民が期待すること

利用者が感じる図書館の魅力は、まず第一に、豊富で新しい資料を自由に手にとって館内で読んだり、借り出して利用できることにあります。さらに、高度情報通信社会の図書館においては、インターネット上にある情報など、電子媒体のものも合わせて利用することができ、利用者が持つ多種多様なニーズを満たすことができることが求められています。

図書館に対する社会からの期待としては、昔から常に変わらない期待がある一方、時代の進展に伴って生じる新しい図書館の役割への期待も加わってきています。新図書館が提供するサービスのあり方は、これらに敏感に対応しながら、時代に応じて進化していく必要があります。

新図書館では、当面、以下のようなサービス内容が充実して提供されることが必要であると、検討委員会は考えます。

(1) 資料の閲覧・貸出サービス

資料の閲覧・貸出サービスは、市民と図書館を結ぶもっとも基幹的な機能です。館内でゆっくり過ごしながらか資料を利用したり、都合の良い時間に図書館を訪れて目的の資料を借り出したり、利用者それぞれが好む利用の仕方があります。館外に借り出して利用する利用者も多いことから、その手続きは、利用者にも職員の間にも効率的で簡便なものである必要があります。

幅広い資料の配置 市立図書館の利用者は、性別、年代、居住地、職業等、実に多様です。新図書館の開館に伴って市民の関心が高まり、格段の利用者の増加が見込まれます。それらの利用者が求める資料もまた、実に多種多様です。子どもが読む本から、学習や趣味・娯楽のための資料はもちろん、最近では暮らしや仕事上の身近な疑問や課題を解決するための資料、資格・就業・キャリアアップ等に関する資料、医療や社会等の問題を解説する資料等々、実に幅広く求められています。

蔵書の計画的な構築 新図書館では、利用者のニーズに応じた資料をできるだけ豊富に揃えて、市民が広く配置された開架の書架上から直接それらを手に取って取捨選択して利用したり、必要な箇所を複写したり、館外に借り出したりすることができる資料提供サービスを充実する必要があります。

そのためには、今後新図書館にふさわしい蔵書構築の目標を設けて、事業の

進捗と並行して、開館までに計画的に収集を行うとともに、開館後も年間図書購入予算を適切に確保して蔵書を充実していく必要があります。

電子媒体の資料と情報の利用 また、従来の図書・雑誌のような印刷媒体の資料だけでなく、CDやDVDなどの電子媒体の視聴覚資料が豊富に利用できることも期待されています。さらに、館内で電子媒体の資料やインターネットを通じて電子媒体情報を入手・活用できることにも、利用者からの大きな期待があります。電子媒体の情報の入手のためには、パッケージ系およびオンライン系の両者とも、アクセスのための費用が発生するケースが多く、また、情報関係機器の準備も伴うことから、予算計画が必要です。いずれ、日進月歩で技術が進歩する分野なので、最新のものを導入できるような事前の調査研究と計画的な実施に取り組む必要があります。

(2) 調査相談（レファレンス）サービス

図書館が持つ基幹的な機能として、もう一つの大きな柱が、調査相談（レファレンス）サービスです。

利用者の問題解決を支援 利用者が図書館を利用する際に、ひとりですべて解決できる場合と、なんらかの手助けを受ける必要がある場合があります。調査相談（レファレンス）サービスは、利用者が知りたいことと資料や情報が結びつくよう、個々の利用者を手助けする図書館の基幹的な機能です。新図書館では、そのための体制を整えて、利用者にとって便利かつ有効に活用してもらえるようにすることが求められます。

媒体を問わずに必要な情報を 特に、これから利用者が求める情報の中には、これまでの図書や雑誌・新聞のような印刷媒体のものに限らず、インターネット上のものも含めた新たな電子媒体のものを総合的に調査してはじめて得られる場合が多くなっていくことが予想されます。新図書館において調査相談（レファレンス）サービスが充実され、市民や行政・議会等のさまざまな活動にとって図書館が一層役立つようになることは、地域の活性化の一助になることともいえます。

サービス基盤としての資料と職員 調査相談（レファレンス）サービスを充実させるためには、まず、このサービスに必要な参考資料類（辞・事典、年鑑・白書・統計類等をはじめ、調査相談に応じるために基礎となる豊富な資料）を図書

館の資料として揃えておく必要があります。そのうえで、それらを扱うことができる専門的な知識を持った職員を継続的に配置する体制づくりも重要です。また、利用者のますます多様化して複雑化するニーズに応えるためには、館内でその情報が得られない場合、館外の図書館ネットワーク網や、さらには諸機関・団体・個人の専門的な知識・情報を総動員できるような働きを果たすことができる日常的な取り組みが、担当者にとって必要となります。

郷土資料を活かしたサービス また、調査相談（レファレンス）サービスとしては、とりわけ貴重な郷土資料を活かす取り組みが重要です。この分野の活動は、これまでも多くの利用者から求められて対応してきましたが、ますます重要性が高まると予想されますので、そのための体制を維持・継続し、更に発展させることが不可欠です。

（3）利用対象者別のサービス

図書館に求められるサービスのあり方は、時代が進展して社会が変化することに応じて、変化しながら発展していく性格をもっています。新図書館が発足する時点においては、おおむね、以下のような利用者層に対するサービスに特に留意して充実させることから始めることが必要であると考えます。

① 児童サービス

絵本や紙芝居、児童書の充実を図り、次代を担う子どもが多くの出版物に触れることができる機会を用意することが重要です。また、小学生や乳幼児に、保護者が読み聞かせを行うなど、親子で気兼ねなく利用できるスペースを提供するとともに、市民ボランティアによるお話し会等も含めて、子どもの読書活動の推進を促すサービスを提供する必要があります。この一環として、新図書館が関係機関との連携により赤ちゃんと保護者に絵本を介してふれあうきっかけをつくるブックスタート活動に取り組むことも課題のひとつとなっています。

② 青少年サービス

中学生から高校生までの年代は、読書離れがもっとも著しい年代といわれていますが、反面、もっとも多感で読書から多くのものを柔軟に獲得することができる年代でもあります。学校と連携しながら、読書意欲に応じた資料の提供などにより、活字に親しむ機会をつくるとともに、先人顕彰の資料等を整えて、青少年が、将来の生き方を考える際に参考となる資料の提供なども行う必要があります。

③ 成人サービス

人生の第一線で活躍する成人層は、組織や家庭にあつて、生活上のさまざまな課題を抱えています。また、社会が活性化するために、余暇活動の重要性も指摘されています。その必要とする情報の要求に応えるため、生涯学習、IT、仕事、子育て、さらには余暇活動等に対する支援として、図書のみにとどまらず、新聞や雑誌の記事、地域のチラシ・パンフレット等の多様な資料を収集して提供し、同時に電子媒体の情報を提供していく必要があります。市民の経済活動にとって必要となる最新の情報を豊かに提供することも、優先されるべき新図書館の役割です。

④ 高齢者サービス

高齢社会がますます進行していますが、高齢者層が持つ経験に裏づけられた活力が、地域社会の活性化のひとつの源になっています。そして、多くの高齢者が図書館をさまざま利用する傾向が、全国的に増えています。高齢の利用者に対する施設面の配慮とともに、資料面で大活字本等の収集や、備品として拡大表示機等を準備することなど、細やかな対応が必要とされています。

⑤ 障がい者や来館が困難な利用者に対するサービス

公立図書館は、市民に等しくサービスを提供することを任務としています。さまざまな障害により通常の図書館の利用ができない市民や、さまざまな理由で図書館に来館して利用できない市民に対しても、サービスが提供できるように取り組む必要があります。

このため、活字情報をそのままの形では利用できない視覚障がい者にとって読書の機会が広がるように、最新の各種読書支援機器を用意することや、市民ボランティア等の協力による朗読サービス等を実施する必要があります。

また、これまでも市全域を対象とした移動図書館による配本・貸出サービスを行ってきましたが、今後ともこの体制を継続して実施し、病院や施設等と連携を図りながら入院患者や施設入所者などの来館が困難な市民も含めて、多様な市民のニーズに応じていくことは重要となります。さらに、福祉関係機関等との連携を図りながら、在宅の高齢者等に対する郵送・宅配サービスが実施できるように検討をすることも必要です。

⑥ 多文化サービス

地域社会でも、国際化がますます進み、異なる言語や文化・習慣を背景に持つ住民と共生する機会が多くなっています。そこではお互いを尊重しながら相互理解を深めることが不可欠であり、そのためにお互いを知るための資料、市民として居住する人の母国語資料、多文化社会や国際社会の動きを理解できる資料等を備えて提供していく必要があります。

(4) 講座等による生涯学習の支援等

新図書館では、市民の読書活動の推進に資するため、郷土資料をはじめとする図書館が有する資料と関連のあるテーマを中心に講座や集会等を開催することを通じて、これまで以上に、市民の文化活動とその成果の発信と協働したり、それらを支援したりしていく必要があります。

特に、新市民ギャラリーとの複合施設である長所を生かし、新図書館と新市民ギャラリーがお互いの機能が相乗効果として高まるような取り組みを行うことには、新しい市民の文化活動の場が生まれるという期待があります。

(5) まちなかの図書館としての機能

新図書館が、中心市街地に集う人びとも立ち寄る活気ある施設となるため、周辺の商店街等との連携を図り、図書館利用者へのサービスを付加するなど、図書館利用の増進と周辺商店街等への波及効果を生み出す仕組みづくりを検討する必要があります。

併せて、行政機関の窓口機能や観光インフォメーション機能等の併設についても、今後検討を行い、必要に応じた整備を行う必要があります。

3 新図書館の施設のあり方

(1) 想定される施設内容

以上のような新図書館に求められる機能を果たすために実施が想定されるサービスおよび諸活動のあり方に基づいて、必要となる施設内容を一覧すると、次のとおりになると考えられます。新図書館が新市民ギャラリーとの複合施設になることを考慮して、整理してあります。（*印は、新市民ギャラリーと共用も考慮されるもの）

施設の名称	説明等
閲覧・開架スペース	公開書架（高・低書架、雑誌・新聞書架等）、閲覧卓、ブラウジング・スペース、情報機器利用スペース、対面朗読スペースまたは室（多目的共用）、コピー機、音声・映像視聴コーナー。郷土資料スペースまたは室、参考図書コーナーまたは室、先人紹介文献コーナー。登録・貸出・返却カウンター、調査相談（レファレンス）カウンター（各カウンター機能により書庫動線を考慮）
子ども図書室	公開書架（低書架、大型本架）、閲覧卓 お話し会等スペースまたは室、サービス・カウンター
書庫	固定書架、集密書架
古典籍等書庫	専用の空調設備
事務室	給湯設備
整理作業室	資料整備、メディア変換、移動図書館準備、等
移動図書館駐車場	
学習室	
*ボランティア控え室	給湯設備
*会議・集会室	できるだけ多目的使用
*展示コーナー	別に図書館スペースに小展示コーナーも考慮
*談話・喫茶コーナー	
*玄関等の公共スペース	階段、エレベータ、トイレ、授乳室、警備員室等
*機械室	空調設備等
*駐車場	来館者施設として、周辺に配置
*駐輪場	

(2) 施設づくりの留意点

① 全体

新図書館は、新市民ギャラリーとの複合施設として計画されていますが、中心市街地に立地するこの新施設の全体が、歴史と文化のまちのシンボルとなる風格と美しさを備えるとともに、安全で機能的なものになることが求められます。

また、バリアフリーとユニバーサルデザインの考え方を取り入れて、誰もが快適に利用できる施設とすることが必要です。明るく開放的な雰囲気があり、誰もがこの新施設に行くことが楽しみになり、心地よく過ごせる施設とすることが望まれます。

新図書館と新市民ギャラリーとの複合施設としては、それぞれが市民生活の中で果たす機能を相乗効果で高めることができるように整備される必要があります。一方、それぞれが果たす機能を考慮すると、開館日や開館時間帯をはじめ、両者に明確な違いがありますので、それぞれの動線やゾーニングを周到に計画して、市民が利用しやすいと同時に、施設が低コストで効率的に管理・運営しやすいように整備されることも必要です。

② 閲覧・開架スペース

複合施設における新図書館の配置等は、今後、市が策定する基本構想および基本計画の中で定められる予定です。閲覧・開架スペースの規模も、その段階で定められますが、市民の新図書館に寄せる期待の大きさを考えると、可能な限り、広いスペースを確保することが必要です。

閲覧・開架スペースの中では、車椅子や高齢の利用者の動線を考慮して書架間隔を広くし、段差を解消したりする一方、求める資料が探しやすいように書架が配置されるとともに、くつろげる閲覧・読書スペースを確保する必要があります。

内容面では、新市民ギャラリーとの複合施設としての特徴を活かしながら、先人の顕彰や郷土資料を紹介するコーナーをどのように位置づけるかも今後の課題となります。

③ 書庫や事務室等

新図書館が市民にとって魅力あるものになるためには、広い閲覧・開架スペースが配置されることだけでなく、いわばその裏方に位置する書庫や事務スペース等を、機能的に必要な広さで配置することも不可欠です。

書庫に関しては、現有の資料を適正に排架・保管し、利用提供できることと、今後の蔵書構築計画に基づいて収集される資料の増加量に見合うものであること

との両面の考慮が必要です。

なお、郷土資料の書庫については、温湿度の調整ができる空調設備や、防災設備を備えて、古典籍・古文書類の保存環境を整える必要があります。

また、利用提供に際しては、サービス・カウンターと書庫との間の動線を最も効率的かつ機能的にする必要があります。

事務スペースに関連しては、資料整備等の用途のほか、市民による多様なボランティア活動のためのスペースも含めて計画する必要があります。

④ その他の館内の諸施設

新図書館には、児童・生徒から社会人にいたるまでさまざまなニーズに応じた市民の学習室としての機能を充実させることが望まれています。その機能の一部は、公開の閲覧・開架スペースにも位置づけられますが、独立した学習室の配置が必要です。

また、講座等の活動のほか、図書館サービスに関連する各種会議、研修会等のさまざまな活動を行うため、多目的に活用できる会議室を配置する必要があります。

さらに、読書や学習の合間に飲食をして寛げる、憩いや談話のためのスペースの確保や、コーヒーショップ等の付帯施設の設置についても検討する必要があります。

⑤ 周辺の来館者用施設

利用者の利便性を図り、図書館の利用を増進するため、十分な広さの駐車場を確保するとともに、自転車やバイク利用者のための駐輪場を確保する必要があります。

なお、新図書館の開館時間は、新図書館が中心市街地の繁華街に立地する環境から、児童・生徒を含む利用者が安全に図書館を利用できるよう、総合的に配慮することも必要になってきます。また、すべての利用者が快適に図書館を利用するためには、冬季間の積雪時や路面凍結への対策など、安全面にも留意する必要があります。

4 新図書館の管理・運営のあり方

(1) 開館日および開館時間

利用者の利便性を向上するため、年間の休館日数を減らし、開館日の拡大を図る必要があります。

また、開館時間についても、周辺環境や利用者の安全面も考慮しながら、利用者ニーズに即して、拡大するよう検討する必要があります。

(2) 管理・運営体制

今後の市立図書館の管理・運営にあたっては、市立図書館に寄せられる市民からの期待と利用者の利便性を十分に考慮して、図書館サービスが一層向上し充実できることを基本にしながら、一方では、そのための組織をできるだけスリム化し、管理・運営の効率化を徹底することが求められています。

市立図書館は、これまで市が直接運営していますが、新図書館の開館に合わせて、今後の方針を確立する必要があります。現在の選択肢としては、市が効率化しながら直接運営を継続する選択肢のほか、直接運営する場合でも、業務の一部を民間委託して効率化する選択肢、さらには指定管理者制度を活用し、3～5年の期間を定めて民間事業者を含めた法人その他の団体に市立図書館の運営を担当させて効率化する選択肢が、法的に可能となっています。

専門的な業務ノウハウの蓄積と継承 そこで、利用者の利便性を向上させる一方、管理・運営の効率性を高めるという視点から、実情を踏まえながら、これらの複数の選択肢の中から最良の管理・運営の形態を選択していくことになります。この選択に際しては、単に経済的な面にとらわれることなく、図書館サービスの特殊性を考慮することの重要性が指摘されています。市民の図書館として発展できるためには、専門的な業務ノウハウの蓄積と継承が可能となる体制づくりが必要です。

図書館では、市民生活に役立つ生涯学習のための機関として、専門的職員が責任を持って担当する体制のもとで、相当に長期的な展望に立った蔵書の構築が必要です。利用提供サービスにおいては、貴重な郷土資料を蓄積・活用する体制に見られるように、市民の信頼に応えることが可能な専門的な知識を持つ郷土資料調査や古文書整理の要員を継続的に配置することも欠かせません。それらのためには、専門的職員としての司書を配置しながら、専門性ある業務執行が継続的かつ安定的に確実となる管理・運営の形態を選択することが不可欠です。

(3) 市民による運営への関与

社会環境の変化に合わせて、利用者が求める図書館サービスを実施するためには、新図書館を運営する側の創意工夫は当然ながら、新図書館の諸活動に市民参加を求めていくことも重要になっています。新図書館の諸活動において、市民の個人および団体によるボランティア活動の場を提供し、その活動と協働することも含めて、市民の新図書館に対する期待に的確に対応していく必要があります。

同時に、新図書館では、行政の一部門として、徹底した説明責任を果たす一方、市民の声はもちろん、議会や行政の他部門の声に常に謙虚に耳を傾けた運営が行われる必要性は一層高まります。また、図書館サービスを段階的に充実させる取り組みが継続的に行われることが肝要であることから、従来よりも一層、市民の声をその運営に反映できる仕組みを強化することが必要です。そのためには、今後の新図書館の整備を計画実施する段階においても、検討委員会のような市民参加の仕組みが引き続き設けられるとともに、新図書館の開館後は、条例により設置されている図書館協議会の活動を一層実質的にしていくことが、まず求められます。

付：資料

- (1) 米沢市新図書館整備検討委員会設置要綱
- (2) 米沢市新図書館整備検討委員会委員名簿
- (3) 米沢市新図書館整備検討委員会審議経過

資 料

(1) 米沢市新図書館整備検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市の中心市街地に新たに整備する市立図書館（以下「新図書館」という。）の基本構想及び基本計画を策定するため、新図書館の機能等について調査及び研究を行う米沢市新図書館整備検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び研究を行い、意見を取りまとめるものとする。

- (1) 新図書館の機能及びサービスに関すること。
- (2) 新図書館の管理及び運営に関すること。
- (3) その他教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 市立図書館協議会の委員
- (3) 市立米沢図書館の利用者
- (4) その他教育委員会が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱を受けた日から第2条に規定する意見を取りまとめた日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

3 委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、又は関係者から意見、説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会教育管理部文化課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

(2) 米沢市新図書館整備検討委員会委員名簿

(敬称略、五十音順)

	氏 名	所属等
委員長	大 滝 則 忠	東京農業大学教授(図書館情報学研究室)
委員長職務代理者	我 妻 仁	市立米沢図書館協議会会長
委 員	青 木 美 紅	山形県立米沢女子短期大学生
委 員	遠 藤 宏	市立米沢図書館協議会副会長
委 員	大 友 恒 則	米沢商工会議所情報文化部会
委 員	金 子 壽 美	市立米沢図書館協議会委員
委 員	亀 岡 博	第3期米沢市教育文化計画委員会文化・ 図書館部会長
委 員	近 野 洋 一	市立米沢図書館協議会委員 米沢市立南部小学校長
委 員	佐藤美知子	市立米沢図書館協議会委員 米沢市立広幡小学校長
委 員	鈴 木 基	あさひ歯科医院
委 員	曾 根 伸 良	元高等学校校長
委 員	高山由紀子	高山紙店
委 員	竹 田 瑛 梨	山形県立米沢東高等学校生
委 員	永 井 栄 蔵	太兵衛のこぎり
委 員	中嶋美咲子	元気ライブラリー米沢代表
委 員	早 川 正 信	元山形大学附属図書館館長
委員(公募)	渡 部 義 広	行政書士

(3) 米沢市新図書館整備検討委員会における審議経過

開催年月日	出席 委員数	議 題 等
第1回 平成22年10月1日	18	議題 (1) 新図書館整備の趣旨と検討委員会の位置付けについて (2) 市立米沢図書館の現状について (3) 新図書館に対する期待・要望
第2回 平成22年11月4日	17	議題 (1) 新図書館の施設想定について (2) 検討項目について (3) 新図書館の基本コンセプトについて
視察 平成22年12月2日	10	視察地 (1) 那珂市立図書館 (2) 日立市立記念図書館
第3回 平成22年12月27日	15	議題 (1) 視察の総括について (2) 新図書館のサービスのあり方について (3) 諸機関等との連携のあり方について (4) 新図書館のサービスを可能とする基盤について
第4回 平成23年1月27日	16	議題 (1) 新図書館の施設のあり方について (2) 新図書館の運営のあり方について (3) 郷土資料について (4) 新図書館整備検討委員会報告書(案)の作成について
第5回 平成23年4月21日	13	議題 (1) 新図書館整備検討委員会報告書(案)について (2) 今後のスケジュールについて